

社会福祉法人厚敬会の役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚敬会（以下「法人」という。）定款第21条及び第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等への報酬等の支給については、その勤務形態に応じ、次に定めるところによる。

- (1) 常勤役員等（週3日以上勤務する者で職員である理事を除く。以下「常勤役員等」という。）の報酬については、常勤役員等を設置した場合に別途必要な事項を定めることとする。
- (2) 職員（施設長）である理事については、職員に適用される給与規程の定めるところによる。
- (3) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）の報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(非常勤役員等への報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬の額は、それぞれ該当する会議に出席した場合、日額として8,000円を支給する。ただし、監事が内部監査に従事した場合には10,000円を支給する。

- 2 非常勤役員等が、それぞれ該当する会議に出席し、又は用務のため出張した場合には、役員旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 3 職員である理事には、会議出席した場合の日額による報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席したつど、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職慰労金の支給)

第5条 非常勤役員等が退任したときは、別表に定めるところにより退職慰労金を支給することができる。ただし、この法人の事業に特別の功労があった者に対しては、別表に定める額にかかわらず、理事会が適当と認める額を支給することができる。退職慰労金の支給に当たって、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準

として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員等の費用弁償並びに退職慰労金等に関する規程（平成63年4月1日施行）は廃止する。

別 表

非常勤役員等の退職慰労金支給基準

役員の期間	支 給 額
5年未満の者	10,000円
5年以上10年未満の者	30,000円
10年以上の者	50,000円